

動産総合保険のご案内

1. はじめに

当社ではレンタル物件に動産総合保険を付保しております。万一レンタル期間中に破損、盗難などの事故が発生した場合、お客様から提出頂く必要書類により保険処理申請を行います。保険会社に保険事故として認められた場合、保険会社から支払われる保険金の限度で、お客様のご負担が免除されます。

2. パソコン及び周辺機器レンタル約款及び契約書と保険との関係について

お客様にはレンタル物件を、善良な管理者の注意をもって使用、保管頂きます（「物件の使用保管管理」に記載）。なお、お客様がレンタル物件を滅失・毀損した場合、代替物件購入代価相当額または修理代相当額を当社に対して支払う義務が発生いたしますが（「物件の使用管理義務違反」に記載）、当社が保険金を受領した場合、受取保険金の限度でその義務が免除されます（「保険」に記載）。

3. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、速やかに下記事項を当社営業担当者にご連絡ください。その場合には、下記書類が必要になります。事故処理を円滑に進める上でお客様のご協力をお願いいたします。

<連絡事項>

- ① 物件の管理番号
- ② 事故発生の日時、場所
- ③ 事故の原因
- ④ 事故の損害程度

<必要な書類>

- ・火災事故
 - ① 被害報告書、② 消防署の罹災証明、③ 物件写真、④ 修理費見積書
- ・盗難
 - ① 被害報告書、②盗難証明または盗難届出証明
- ・その他の事故

ご連絡いただいた内容に基づいて、当社営業担当者が事故報告書を作成することが保険会社より認められておりますが、事故の報告文書、写真等を提出いただければ、円滑に処理を進められます。 ※事故内容によって保険会社より別途書類の提出を求められる場合がございます。

【動産総合保険の概要】

動産総合保険は、各種の動産を保険の対象とし、不測かつ突発的な事故による損害を補償の対象としております。なお、保険が適用されるか否かは保険会社の判断によります。

1. 保険会社に保険事故として認められ、保険適用された事例

- ・ 火災・落雷・破裂・爆発・盗難・破損・輸送中の事故・取扱い上の不注意等
- ・ 水災（台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等）

※保険会社が事故の発生状況により都度判断しますので、保険適用が約束されるものではありません。

2. 保険会社に保険事故として認められず、保険適用されなかった事例

- ・ お客様の故意、重大な過失
- ・ 容易に予見できる事故への回避義務を怠った場合
- ・ 取扱い上の不注意が、繰り返された場合
- ・ 自然の消耗、性質によるさび、かび、変質等およびネズミ食い、虫食い等
- ・ 保険の目的の欠陥（瑕疵）に起因する損害
- ・ 保険の目的に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- ・ 戦争、暴動、その他事変による損害
- ・ 差し押さえ、挑発、没収等の公権力による損害
- ・ 核燃料物質による損害
- ・ 詐欺、横領による損害
- ・ 置き忘れ、紛失、万引き
- ・ 地震、もしくは噴火（地震による津波も含む）
- ・ 液晶ディスプレイ等の画像表示装置の単独損害
- ・ 電氣的・機械的の事故および故障（火災等が発生した場合や偶然な外来の事故の結果として発生した損害は除く）
- ・ 海外における事故
- ・ 汚損、擦損、塗料の剥落等単なる外観の損傷で、機能上問題とならない損害

【補償内容】

補償金額

- ・ 全損時：購入代価相当額
- ・ 分損時：修理代相当額（購入代価を上限とする）

以 上